

議案第 15 号

君津市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 6 月 2 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

君津市自転車駐車場の指定管理者の団体要件を緩和するとともに、補修、災害等の理由により必要があると認める場合に駐車場の供用を休止することができるようにするため、君津市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 6 年君津市条例第 23 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

君津市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（平成6年君津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条中「（市内に事務所等を有するものに限る。）」を削る。

第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

（供用の休止）

第20条 市長は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

君津市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第5条 市長は、駐車場の設置の目的を効果的に達成するため、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体_____であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にその管理運営を行わせるものとする。</p> <p><u>(供用の休止)</u></p> <p>第20条 市長は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第21条 省略</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第5条 市長は、駐車場の設置の目的を効果的に達成するため、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体<u>(市内に事務所等を有するものに限る。)</u>であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にその管理運営を行わせるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第20条 省略</p>